

公益財団法人世田谷区保健センター組織規程

昭和52年1月31日
財世保規程第2号

(通則)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）の業務を処理するために必要な組織に関する事項は、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 財団に事務局を置く。

2 事務局の組織は次のとおりとする。

管理課

医務課

総合福祉センター

全部改正 [平成4年規程1号]

一部改正 [平成12年規程2号・14年1号・18年1号・19年3号・21年3号・
21年6号・23年度8号・27年度6号]

(職及び職責)

第3条 事務局に局長及び課長又は総合福祉センター所長を置く。

2 前項の職に充てるものは、上司の命を受け分掌事務を掌理するとともに、所属職員を指揮し、事務または業務の円滑な推進を図らなければならない。

3 第1項に定める職のほか、財団に所長及び医療部長を置く。

4 所長は管理課及び医務課の医療業務の管理を行う。

5 医療部長は総合福祉センターの医療業務の管理を行う。

6 事務局には副参事を置くことができる。

7 副参事は、上司の命を受け、担当の事務を掌理する。

全部改正 [平成4年規程1号]

一部改正 [平成12年規程2号・18年1号・21年3号・21年6号・23年度8号
24年度5号]

第4条から第6条まで 削除

削除 [平成23年度規程8号]

(事務分掌)

第7条 事務局の事務分掌は次のとおりとする。

管理課

- (1) 組織及び財団の運営の基本的事項に関すること。
- (2) 会計経理及び財産に関すること。
- (3) 職員の労務及び福利厚生に関すること。
- (4) 計画・立案に関すること。

医務課

- (1) 検診及び検査に関すること。
- (2) 事業の計画・立案・実施に関すること。

総合福祉センター

- (1) 総合福祉センターの組織及び運営に関すること。
- (2) 総合福祉センター事業の計画・立案・実施に関すること。

追加 [平成12年規程2号・18年1号・19年3号]

一部改正 [平成21年3号・23年度8号・27年度6号]

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、昭和52年2月1日から施行する。

付 則 (平成元年3月15日規程第3号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年3月11日規程第1号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年5月25日規程第2号)

この規程は、平成12年5月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年3月14日規程第1号)

この規程は、平成14年3月14日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月30日規程第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規程第3号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日規程第3号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月17日規程第6号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日規程第8号)

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月1日規程第8号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日規程第5号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月2日規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。